

講演録

戦後沖縄の政治 —制度変革の狭間で—

Politics of Postwar Okinawa

西原森茂

戦後沖縄の政治について、大きく二つの時期、すなわち米国統治下の沖縄と日本国憲法が適用されて以降の沖縄に区分できると思います。

二つの異なった制度の下で、一見変わらざる問題のようにみえることでも、政治的な意味合いが異なる場合もありますし、他方、異なっているようにみえても、その政治的意味が変わらない場合もあります。

沖縄の戦後50年を概括的にとらえますと、私は、復帰運動で沖縄が求めてきたものは、米軍統治下においても、また、今日においても、変らざる課題ではないかと思います。これは、施政権が返還された後といいましても、ご存じのように、米軍基地は依然として存続していますので、そこにかかる問題をわれわれが抱えていることも、これはまぎれもない事実であるからです。

したがって、その制度変革の中で、政治をどのようにみるかというときに、私は、ここで制度という枠組みを分析の道具として提供して、そういう観点からみてみたいと思います。

ところで、制度という場合、法体系も一つの制度です。憲法を頂点にして、多くの法律があります。今日では国会の決議によって、法律になるわけですが、制度というのは、歴史的な出来事を踏まえながら積み重ねられてきた伝統をもっています。したがって、米国の統治という、弁務官を中心とした沖縄の統治が変わって、日本国憲法が適用されるという制度の変革があったとしても、沖縄における、少なくと

も明治以降の歴史の中で、また、米国の統治下で沖縄の人たちが何を求める、どのような政治社会をつくってきたかという歴史は、米軍の統治とか、あるいは日本大和の世になったというふうに言っても、それですっかり政治社会が変わるということではないわけです。その根底に歴史的経験があり、それが政治的現実に反映されるわけです。

制度という場合に、国会を通してつくられた法制度と、それから、そういうものには必ずしもあらわれない民衆の政治に対して抱いている意識や行動あるいは地域文化というものが制度の根底にあるように思います。

そういうふうに制度を考えると、制度というのは必ずしも固定しているものではなくて、今申しましたように、歴史のいろいろな事象の中で動いているもの、ダイナミズムをもって生きていると思います。しかし、一つの形をとりますから、その制度に合わない事象については制度に合うように、拘束をするという性質をもっています。いくら拘束しようとしても、それに拘束されえない部分もあるのですが、いずれにせよ、この制度というものがこういった動態的な、ダイナミックなものをもっていると思います。

政治は、秩序を維持しながら、その地域の抱える問題をみんなで協力して処理していくという行為ですので、制度という一つの枠組みをつくり、あるいは、その枠組みにいくらか適合させながら、協力できるものは協力していくという形で世の中を動かしているというものが政治の動態であると思います。

こういう制度という枠組みで、沖縄の戦後50年を見ますと、やや見やすいのではないかと考えたわけです。

その制度を動態的なものとして、自分たちに合った制度につくりかえていくという場合には、個人の力で変えるわけにはいきません。そこで、組織をつくり、組織というのは何人かの力が一つに統合されるわけですが、そういうものを通して、この制度をその時代の流れに沿って変えていくということをしないと、制度が硬直化して、われわれの生活を秩序立てていけないことになりかねないです。

けさの新聞で、自民党の部会で新しい国土開発案が出されたということです。の中でも述べていることですが、制度が今日に合わない面がある、いわゆる制度疲労があると言われるのは、結局、制度という枠組みがその時代に合わない面を露呈

させたというわけです。したがって、その制度をわれわれの生活に適合させていくには、変革をしていかなくてはいけないのですが、その場合に、組織、あるいは社会的なグループが行動を起こして、制度の硬直化ができるだけ現代の生活にマッチしたものにしていくことが必要だと思います。

人間は、ルソーの『社会契約論』にもありますように、生まれるときには自由な姿で生まれたけれども、至るところで社会の鎖につながれている、という文章がありますけれども、そういう人間は、ただ、自然界の動物と同じように生まれて、そのまま自然に死んでいくというのではなくて、自分たちで制度をつくって、この制度にある面では縛られながら、ある面ではそれをうまく生かしながら生活をしているというふうに見ますと、その制度とつなげて政治の行動が見られるのではないかと思うのです。

そういった点から、沖縄の戦後50年を見ますと、先ほど少し申ししたようなことで、復帰運動というものを抜きにしては考えられないと思うのです。本土では経済発展ということが非常に人々の関心、あるいは政治の課題になって、いわゆるバブル経済と言われる現象が無秩序に進行したわけです。

そういった経済発展の影に沖縄があったことが、あの10・21の集会にもみられます。日本中あるいはアジアの人たちが、あるいはアメリカの人たちまでもがショックを受けたことは、人権の尊重を掲げている日本国憲法が、いかに形骸化しているか、その実質が薄くなっている、人権や主権が戦後沖縄でどれほど軽視されてきたかということを反省させる、あるいはそういう問題への関心をもたせる出来事になったように考えられます。しかし、復帰運動の中で常に沖縄の人たちが主張してきたものは、やはり人権の尊重と主権の回復ということでした。

資料にも添えておきましたけれども、1945年の4月にニミツの布告が出ます（資料1参照）。このニミツの布告によって、琉球列島が米軍の支配下に置かれます。そういった支配下で、マッカーサーへ陳情するわけです。神山政良や仲吉良光、大浜信泉、漢那憲和、大田政作、こういう人たちが述べていますが、日本民族たる自覚強烈で自分たちは本土へ返りたいんだ、本土同胞との運命をともにするということ、沖縄の民は、そういうものなんだ記しています。戦前からいろいろ搾取されたり、弾圧されたり、薩摩との問題もあったけれども、沖縄の人たちは日本民族としての

誇りをもっているということを切々と述べて、それで、復帰したいと訴えています（資料2参照）。

確かに復帰運動というのは、一つにはそういった民族的な同胞のアイデンティティーが強くて、それで復帰運動が、最初は署名運動という形で展開されてきました。1946年10月のマッカーサー元帥への陳情が、最初ではないんだと言われていることもあります、いずれにせよ、こういった陳情文書が非常に強く当時の沖縄の人たちの心情を、あらわしているのではないかと思われます。

反対する人もいたようです。日本本土、薩摩の搾取を考えますと、琉球というもののあり方をもっと慎重に考える必要があるということで、時期早尚ということです。しかし陳情趣旨に反対するよりも、いつの時期に、どういう形で沖縄のあるべき政治の形態を築いていくか、あるいは打ち出すかということについて、種々の意見があったようです。いずれにせよ、こういう中で、復帰運動が徐々に高まつてくるわけです。

そういった高まりは、個々人の意識が自然発生的にだんだん高まっていくということよりも、署名運動や陳情をするにあたって何人かが集まることによって社会的な活動がだんだん高揚されます。

その特徴的なことは、先ほど申しましたように、社会を変革していくという場合そこには組織化が見られます。

復帰運動は個々人の民族的な発露としての意識が根底にはあるのですが、それをどういう形で社会的な行動に転化していくかが大事な要素になります。

政治の行動は、利害が絡んでいるものですから、自分の利害を主張することは、相手を何らかの形で抑える場合もありますし、あるいはだれかと共通の利害をお互いに協力して、もっと強力に主張するということもあります。したがって、そこには自らの考えを主張するときには、相手を傷つけたり政治的な不利益を受けたりしますから、勇気がいる。復帰運動は、個々人の意識が社会的な組織に転化されながら高まつていったわけです。

それにはまず沖縄教職員会が舞台になりました。沖縄教職員会は、沖縄では全琉といいますか、沖縄本島だけではなくて宮古・八重山、あるいは久米島やそのほかの離島をも含めて組織化されていて、連絡網をもっていますから、1人1人を口説

いて組織化していくという必要はないわけです。既存組織を踏まえながら、復帰の目的を訴えていくのに都合がいいのです。

もう一つの側面は、沖教組は、屋良朝苗会長のように、民衆から非常に信頼のある組織です。これまでの沖縄の人たちの社会的な行動をリードしてきたことに、信頼性があるわけで、そういう人たちが主張すれば自分たちもついていく、あるいは彼らに期待するという、大衆の意識構造が沖縄には戦前からあったと思います。復帰運動は組織とつながって、さらに運動を展開していったと考えられます（資料4参照）。

運動というのは、英語でもムーブメントというふうに、動くということではあるのですが、ただデモだとか何かという形で、われわれの体を集団で動かすということではありません。人々の意識を喚起していくところを、ここで触れておきたいわけです。

運動という場合に、労働運動や平和運動、文化運動など種々の社会運動がありますけれども、復帰運動という場合に、結局、復帰というものの趣旨を、どのように考え、広めていくかということが運動のポイントになります。

したがって、復帰のねらいも、先ほど申しましたように、民族的なアイデンティティーというものから始まりましたけれども、これは非常に大まかなことで、それをもっと日常の生活につなげますと、米軍基地の存続によって発生する諸問題が、復帰運動のなかでとりあげられました。プリントで唐突にルターの宗教改革を引き合いに出したのは、当時ルターが教会本来のあるべき姿を求めて免罪符に反対したのと同じように、沖縄の復帰運動も本来の沖縄の、そして日本の国のあるべき姿を求め、社会変革を求めた点において共通する点があるのではないかと考えたからです。

復帰運動も、祖国復帰だとか、一見、古い日本を志向している面をもっていますが、しかし、この古いところへ遡るというのは、決して古色蒼然としたかび臭いもの求めているわけではなくて、古いものをたどっていくことによって、実はその原理、ラディカルな問題の解決を求めているわけです。

復帰とは母の元に帰るようなものだというが、祖国日本は沖縄を米国に売り渡したではないか、日本人の醜さ、沖縄の人々の権利と主権等、復帰運動の中でさまざま

まな問題が論じられました。このことが、結局、人権の保障と主権の回復という復帰運動の課題につながっているように思います。

このことは、施政権が返還された今日でも、先ほど申しましたように、10・21の集会の中で問われた問題でもあります。結局、主権の回復ということを一つとっても、基地がこんなに広大に存続する中で、憲法が沖縄に適用されたとはいっても、実際問題として、われわれはどの程度自主的な判断ができる、自主的な行動が、沖縄で、自分たちの島でありながらも許されているのでしょうか。海であれ、空であれ、あるいは自分の土地に入って耕すとか、実質的な権利の問題は、置き去りにされながら、施政権が返還されたと言えるのかと疑問に思います。

したがって、米国支配の制度が変革されたとはいっても、施政権返還以降も、復帰の問題は残っているといわざるをえない。また、沖縄の人たちが政治に託する、政治に期待する、あるいは政治に対して要求を提起していく根底に、そのような諸問題が現在もあると思います。

次の問題に移ります。復帰運動で提起された問題は、最近では「アクションプログラム」や、「21世紀の国際都市形成構想」など、現実的・具体的な問題に移行してきているように思います（資料5参照）。しかし、これは全く異質のものとして提起されたのではなくて、私は、先ほど述べましたように、人権であれ、主権回復であれ、今日的な状況の中で、われわれがそれらの諸問題を追求しているということでは、米国統治下の問題と密接に関連している問題だと思います。つまり、即時無条件全面返還、そういう要求がだんだん具体的、現実的な形をなしてきたと考えられます。これは大田知事の問題意識ともかかわりがあると思うのですが、現実的で実現可能なものとして掲げられています。

それから、「豊かな沖縄」という目標は、より現実的には自由貿易地域とか、あるいはそのほかの形で出てまいりました。施政権返還以降のプロジェクトは、例えばダムや道路をつくるとか、学校のプールをつくるとか、あるいは下水道や空港や港の整備など、種々のプロジェクトが提起され、それこそ洪水のように日本政府から財政援助が沖縄にもたらされました。

海洋博一つとってみても、本部に海洋博覧会の会場を設営するというだけではもちろんありません。それに関連する道路の建設のみでなく、業界の再編にもつなが

ります。その予算の配分で人間関係も変わっていきます。72年以降の沖縄はそれらのプロジェクトに関連して自然環境や社会環境がつくり変えられ、「本土化」したといわれます。

したがって、憲法の形式的適用ということから、その中身の具体的な問題が、現実的な対応の中で行われています。このことは、田中角栄の日本列島改造論から始まった全国開発構想が、沖縄にも適用されまして、いわゆる沖縄県の第1次振計、第2次振計、第3次振興開発計画にずっとつながっております。

けさの新聞に、全国総合開発計画、21世紀の国土のグランドデザインが出ております。沖縄を国際交流の拠点に位置づけるというわけですが、やはり相変わらず、ハードの面が重視されています。

72年以降、西銘県政は言うまでもないのですが、大田県政になってからでも、施設をつくることに非常な勢いで予算が組まれ今日に至っています。

国際都市形成構想を見ても、これはもちろん普天間基地返還後の、そこにどういう建物なり、運動場なりをつくるかという、ハード面が強調されています。ハード面は、沖縄にはその必要も確かにあります。それにはもちろんお金が要りますし、そのお金を、経済的な復興につなげるということにもなるわけですから、こういったハード面の強調は、何も反対されるべきことではないのですが、ただ、沖縄をどういうふうに計画し、築いていくかというときに、そういう物質的な面と、先ほど申し上げたような、制度を支えている人々の価値感という問題があるということを、私はここでちょっと触れておきたいのです。

復帰運動の目標としての人権や主権の回復という問題は、極めて沖縄の人たちの内的な要求です。内的な要求というものは、意識的な行動、社会的な行動に表出されますから、戦前と異なる価値転換があり、新たな沖縄の文化への芽を有していると考えられます。いわば、「国際都市形成構想」の中の重要な面をもっているというふうに思います。

今日、「国際都市形成構想」の中で言われていることは、リーダーの養成ということもあります。これはわれわれ大学人に課せられた大きな課題でもあるわけですが、そういったことは何かというと、都市の担い手は物ではなく人だということです。私はやはり沖縄の文化例えば、音楽や紅型だと、踊り一つとっても、非

常に深みのある文化をもっています。こういう文化を都市生活にとり入れ、育成していく。このような文化の体現として国際都市を築く必要があるわけです。

そういう国際都市形成というようなことの中に含まれる文化の問題を考えると、復帰運動で培ったわれわれの価値感を、今日はどういう形で国際社会、あるいはアジアの中で主張していくかという問題があるのでないかと思います。沖縄の平和思想が、「平和の礎」を作出したのは一つの好例でしょう。

計画というのは、先ほど述べましたように、日本の新全国総合開発計画、あるいは自民党の提起した問題がどういうふうに国会の議を経て、どのような形になっていくか分かりませんが、いずれにせよ、自民党が提起したこういった21世紀のグランドデザインは、非常に大きな構想で、それに予算を付して、具体的に実現していく計画です。その計画を受けて、沖縄は全国のそういったデザイン、計画の範囲において、財政援助を受け、沖縄の抱える問題を具体的にその中で実現していくわけです。

したがって、計画を実現する意味合いでの政策、そういう計画を実現する政策ですから、この政策をいかに合理的に推進していくかということは、計画の成功にも非常に重要な意味合いをもっているわけです。

計画というものは、例えば都市計画という場合に、道路をどういうふうにつくるか、その道路の中に、上下水道なり、電話線なり、あるいは消防施設のタンクをつくったりしますから、道路は単に車が通るだけじゃないわけです。そこに種々の都市施設を含めるわけです。そういう場合に、都市工学の面からハードの面が重視されます。しかしそれは技術の問題であって、われわれの選択の問題ではありません。

そこで、いま一つ合意形成の問題に言及しなければなりません。計画や政策の問題を議会で論議し、決定し、一般民衆に伝達し、そのことによって、政治への協力、支持をえていく。計画を支持してもらうようなことをしないと、政治的な意味での成功はないわけです。ただ財政援助をあてにして計画を作成するのみでなく、住民参加により沖縄の人たちの信条にあった形で目標を達成することが重要だと考えます。とくに沖縄における計画や政策を考える場合、当初から米国が認める範囲を前提としての参加であっては、本来の計画や政策の意味がきわめて限定されて来ます。

こういった中で、主権とか、あるいは人権の問題が、その計画とか政策と結びつ

いて、今日問題にされているといえます。私は、先に計画があつて政策があるというふうに述べましたけれども、行政の側から見ますと、実は政策を通して計画を変更していくこともあり得るわけです。あるいは計画そのものが行政のサイドから立案されてきて、議会で議論されるという性質をもつているわけですから、計画はすべて政府のほうで決定され、その政策の末端のほうだけ沖縄は関わっているということでは決してありませんけれども、やはり計画と政策の立案過程で住民の意思がいかに生かされているか検討してみる必要があるのではないかと思います。

そういうふうに考えますと、われわれの人権だとか、あるいは政治の主体性というものを回復するということは主権の回復になるわけですが、そういう問題は、計画、政策の立案決定に民衆がどのような形で参加することができるかという自由の問題でもあります。復帰運動というところから提起されてきている問題は、今日的に見ますと、そういう計画あるいは政策の段階にわれわれがどのように参加し、それにわれわれの要求をどのように組み込ませながら、戦後の沖縄の政治を築いていくかということが大切な問題ではないかと思います。

普天間基地や名護のヘリポートの問題も、そういうコンテキストの中で考えますと、復帰運動はもう終った、今度は開発の問題だというふうに簡単に割り切るのは適当とは思いません。事実我々は現に米軍基地をかかえているのですから、与えられた政治の側面は否定できませんが、復帰運動で掲げた目標あるいはその運動の経験を踏まえて、沖縄の政治の積極的な側面をも見ていくことが重要ではないかとわたくしは思います。

（本稿は、第一回沖縄法政研究所講演—1998年3月27日（金）、本学にて開催—の速記録を一部削除して作成したものである。なお、資料1、2、4は『沖縄県祖国復帰闘争史』資料編、1982から引用。）

【資料1】

米国海軍軍政府布告第1号（ニミツ布告）

米国軍占領下の南西諸島およびその近海居住民に告ぐ

日本帝国の侵略主義並びに米国に対する攻撃のため、米国は日本に対し戦争を遂行する必要を生ぜり、且つこれら諸島の軍事的占領および軍政の施行はわが軍略の遂行上並に日本の侵略力破壊および日本帝国を統轄する軍閥の破滅上必要なる事實なり。

治安維持および米国軍並びに居住民の安寧福祉確保上占領下の南西諸島中本島および他島並びにその近海に軍政府の設立を必要とす。

ゆえに本官米国太平洋艦隊および太平洋区域司令長官兼米国軍占領下の南西諸島およびその近海の軍政府総長、米国海軍元帥シー・ダブリュー・ニミツはここに左のごとく布告す

一．南西諸島およびその近海並にその住民に関するすべての政治および管轄権並に最高行政責任者は占領軍司令長官兼政府総長、米国海軍元帥による本官の権能に帰属し、本官の監督下に部下指揮官により行使さる。

二．日本帝国政府のすべての行政権の行使を禁止す。

三．各居住民は本官または部下指揮官の公布するすべての命令を敏速に遵守し、本官麾下の米国軍に対し敵対行動または何事を問わず日本軍に有利なる援助を為さず、且つ不穏行為またはその程度如何を問わず治安に妨害を及ぼす行動に出すべからず。

四．本官の職權行使上その必要を生ぜざる限り居住民の風習並に財産権を尊重し、現行法規の施行を持続す。

五．爾今すべての日本裁判所の司法権を停止す。但し追ての命令あるまで、該地方に於ける輕犯者に対し該地方警察官により行使さる即決裁判権は之を継続するものとする。

六．本官または本官の命令により解除されたる者を除くすべての官庁、支庁および町村または他の公共事業関係者並に雇用人は本官または特定されたる米国軍士官の命令の下にその職務に従事すべし。

七．占領軍の命令に服従し平穏を保つ限り居住民に対し戦時必要以上の干渉を加えざるものとす。

八．爾今、布告、規則並に命令は本官または本官を代理する官憲に依り逐次発表され、之に依り居住民に対するわが要求または禁止事項を明記し、各警察署並に部落に提示さるべし。

九．本官または本官を代理する官憲に依り発布されたる本布告、他の布告並に命令または法規等において英文とその他の訳文の間に矛盾または不明の点生じたる場合は英文を以て本体とす。

1945年4月5日

於

米国太平洋艦隊及太平洋区域司令長官

兼南西諸島及びその近海軍政府総長

米国海軍元帥 ニ ミ ツ

【資料 2】

マッカーサー元帥への陳情

連合国最高司令官

ドゥグラス・マッカーサー元帥閣下

1946年10月2日

閣下われわれ沖縄生れで、現在日本本土居住の下記の一群は、閣下の深い御理解と御同情を得たく本陳情書を呈上するものであります。昨年夏、米軍占領直後の沖縄に、時を移さず、軍政がしきれ、戦傷者その他のために各地に病院開設され、手厚く療養が加えられ、また、一般には、食糧、衣類及び住宅新築の木材などの配給があり、この人道的施設に沖縄住民は、米軍政府、米国民に対し、深く感謝しております。住民の多数は、各自のホームランドたる町や村に帰り、住宅建築、田畠の耕作に専心、戦苦も忘れ平安な生活に帰りつつあります。かく、米軍政府の好意に感激しつつあるも、日本本土同胞と血が繋りがりますので、戦前同様、日本政府行政下に帰りたい一念に燃えて居ります。血は水よりも濃しといわれる如く、沖縄全住民は、日本民族たる自覚強烈、いかなる境遇に陥るも、本土同胞と運命を共にしたいとの念願が支配的であります。

欧米の一部には、日本国民は沖縄人民を貧乏な従兄弟と軽視し、冷遇したと論ずる者も居りますが、これは膠想で、日本政府及び日本人が沖縄人を差別待遇した事実は絶対にありません。沖縄人民は、常に本土各府県民と同等の待遇を受けてきたのであります。明治政府施政下に置かれてから70年間、沖縄は日本の一地方として開発され、現在の沖縄民衆また矢張、日本国家構成分子としての存続を切望して居ります。人情自然の成り行きであります。また欧米の或る方面では、沖縄も台湾、満洲の支那大陸との関係の如く浅からぬ間柄との論もあるようです。しかし、これは体質的に根本の相違があります。

事実、琉球王国とて、支那とは明治初年まで、実に五百年の長い間親善関係を続けてきました。沖縄人民の主食たるいも、唯一の換金作物たる砂糖もすべて支那から輸入し、広まったものであります。だから、嘗つては沖縄人は命の親たる支那との関係を永続したいと希望した時代もありました。

だが、支那政府として直接沖縄の政治行政にタッチしたことはありません。支那との政治的重大な関係は冊封であります。

琉球王の変る毎に、王冠を授与するため、歴代の支那皇帝は特使を派遣しました。これを冊封と申し、沖縄では新国王の治世を飾る重大な儀式であるため、国を傾けての行事となりましたし、支那との政府関係もこの一点のみであり、それも四十年乃至五十年に一度の行事であります。沖縄は土地資源に乏しい国でありますが、沖縄人は嘗つて一度も支那の保護国たらんと意図した事はありません。ひたすら貿易、文化を通じての友好関係持続を念じたのであります。

三百年前の薩摩入り以後、沖縄は支那、日本両属の姿を呈するに至りました。しかし、薩摩の征服により数百年前、日本人は沖縄に自由に渡来して居ります。その間、最も著明なるは、武人源為朝であります。為朝の長男舜天が衆に推されて国王となります。歴史上、最初の琉球国王であります。

またその頃、日本の僧侶も渡来し、仏教を布教したのであります。かくの如く、日本本土と

沖縄との往来は頻繁、同一国土であります。倭寇という海賊が本土、沖縄の海上に横行し、沖縄船も屢々襲撃されたので、その難を避けて、専ら支那及び南洋各地へ舵を向け、本土との通融を絶つに至りました。しかし、沖縄人は日本人種であり、言語、風俗、習慣、信仰も同一であります故、間もなく元の関係を取り戻しました。

豊臣秀吉が朝鮮征伐を企図するや、薩摩藩を介し、沖縄に出兵を促しました。この事実から、その時代の日本本土人が沖縄を同胞扱いしたのが明らかであります。

今から三百年前の沖縄の歴史家で、政治家たる羽地朝秀氏は、言語の同一の点から日琉同祖論を唱導、今日の沖縄人もこれを信奉しています。

最後の琉球王尚泰も、その感化で明治王政維新なるや、日本政府の勧告に応じ、王位を抛ち、領土を奉還、東京に居を移し、沖縄県が設置されたのであります。

これは子が父の家に帰る如く、極めて自然に行われ、武力行為などでの変革ではありません。明治以来、沖縄の教育は異常な進歩で全県に普及、各種産業もまた振興、定期船により本土との往来も頻繁となりました。沖縄人民は政治、行政その権利とも、本土同胞と全く平等で、みじんも差別がないのであります。この一点で沖縄が日本的一部たる確たる証拠で、毫も疑う余地はありません。

この事実から、現在の沖縄人民が祖国日本に復帰したいとの熱望は自然で深く人間性に基づくもので、他意はありません。

地理上からも、沖縄人の経済生活を支えるのも、日本本土との密接な関係が必要であり、戦前の如く、日本施政下に帰るのが沖縄人民は幸福と感じて居り、自由で人間らしい生活を取りもどしたいのが、復帰の基調であります。

貴国、大なる米国合衆国は、世界の恒久平和樹立と、全世界人民に福祉生活をあたえたいとの、主要な指導国家であります故、真摯な沖縄人の訴えには、耳を傾けて深く考慮して頂きたい。

日本との平和会議も遠からず開催されると信じ、敢えてこの粗末な書面を呈上する次第であります。何卒御配慮下されたい。
敬具

漢那憲和、伊江朝助、東恩納寛惇、神山政良、仲吉良光、大濱信泉、伊礼鑑、高嶺明達、嘉手川重利、船越義英、亀川盛要、大田政作

【資料3】

日本国との平和条約

（昭和27（1952）年4月28日）

第3条 日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、そう婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行なわれ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

【資料 4】

沖縄の即時無条件全面返還要求決議

沖縄が祖国日本から分断されてアメリカの一方的な軍事的植民地支配下におかれてから実に二十三年の長期間を経た。

アメリカの対日平和条約第三条による沖縄支配下は、国連憲章に違反し、「植民地諸国諸人民に対する独立許容の宣言」「軍事基地撤廃に関する決議」等国連における諸宣言決議に悖ること論をまたない。

更に、日本国領土内に核を含む強大な軍事基地を許し、県民の意思を無視して、対日平和条約第3条を認めていることは明らかに憲法第九条、並びに第九十五条を犯しているものであり安保条約また違憲たること明白である。

一方、県内を見るに、アメリカの軍事優先、軍事的植民地政策は県民の生命財産を奪い、人権を蹂躪し、収奪機構は更に県民を貧困に追いや日本国民としての衿持をむしりとろうとしている。誠に傲慢にして国際秩序を無視したもので、アメリカ国民の良識を疑わしめるものである。更にこれを解決するために日本政府に対して何等かの措置を求めてもついに不当不法なアメリカの沖縄支配を肯定して国民の声を拒否してきた。国民不在の日本政府、アメリカと結託して国民を食いものにする日本政府と断ぜざるを得ない。

しかし乍ら、沖縄県民は、そして日本国民は主権が国民にあることを忘れるものではない。

よって、ここに日米両国政府並びに日米両国議会に対し次の通り要求するものである。

- 一．アメリカは国際信義に反する不法不当にして他国の憲法を無視した沖縄支配を直ちに断念し、沖縄を即時無条件全面返還せよ。
- 一．日本政府は、国民主権、戦争放棄、人権尊重の世界に冠たる平和憲法を今一度確認し、国民の声に耳を傾け国連提訴を含め、あらゆる方途を講じて沖縄の即時無条件全面返還を実現せよ。

1968年2月6日

沖縄返還要求国民大会

アメリカ政府並びにアメリカ上下両院議長

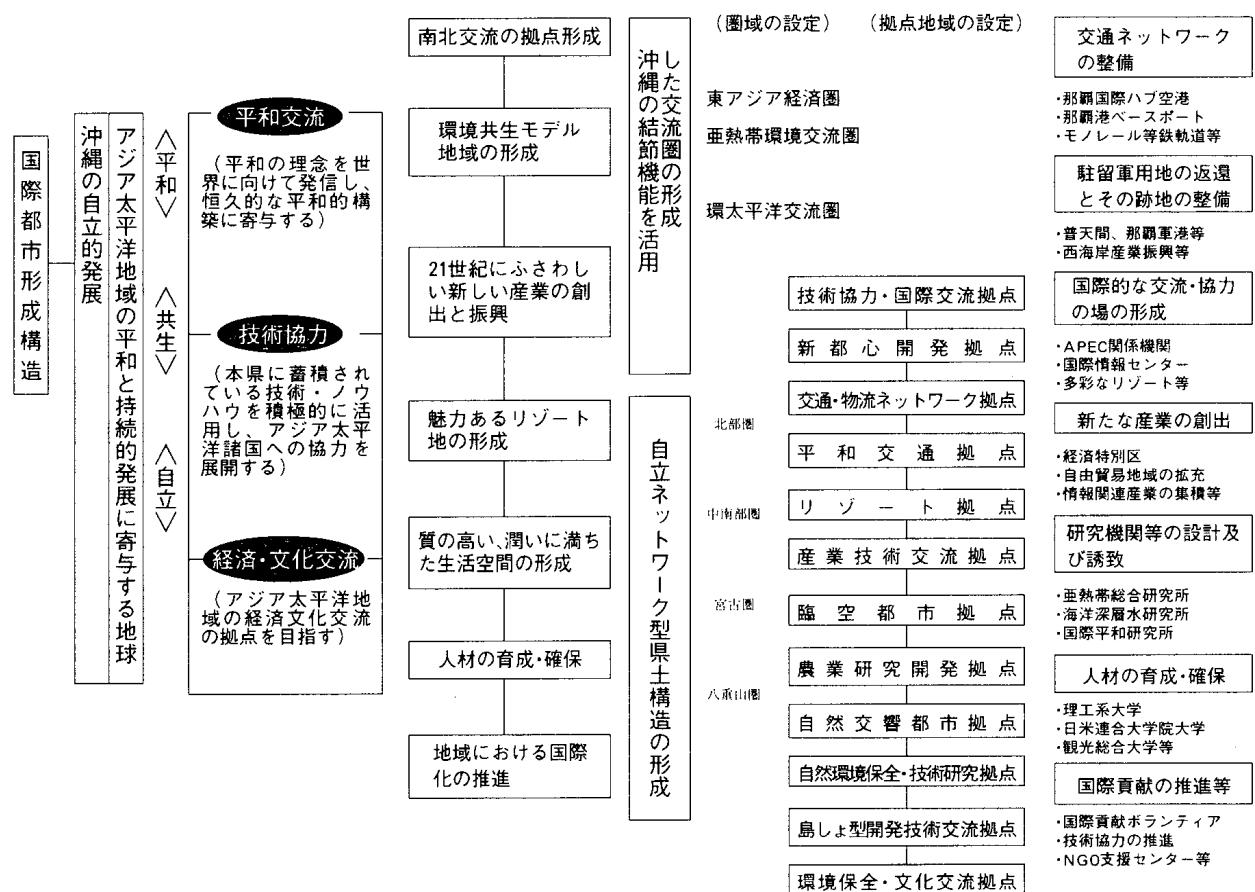
日本政府並びに衆参両院議長

【資料5】

(沖縄県1997年発行)

国際都市形成構想体系図

基本目標・理念 基本方針 施策の方向 国際都市の構築 主要プロジェクトの推進



基地の計画的かつ段階的な返還による跡地の利用 〈基地返還アクションプログラム〉 〈県土構造の再編〉

推進体制の確立 〈国際都市形成のための推進機構〉 〈各界・各層を網羅する重層的な推進体制〉

新しい全国総合開発への位置づけ 〈広域国際交流圏の形成等〉

新たな制度による施策の推進など 〈規制緩和〉 〈地方分権〉 〈新たな仕組みや制度の導入等〉

国際都市形成実現に向けた行動計画 〈基本計画〉 〈行動計画〉 〈開かれたプロセス等〉